

令和6年第5回さつま町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年5月24日(金) 午前9時30分～11時10分

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席者

(1) 農業委員 (9名)

1番	吉留 義晃	2番	南原 奈美子
3番	赤崎 敬一郎	4番	
5番	前野 浩司	6番	満園 和徳
7番	山内 美千代	8番	山崎 博文
9番	坂元 兼一	10番	池山 準一

(2) 推進委員 (23名)

11番		12番	兒玉 伸一郎	13番	野間 菊昭
14番	池之野 智幸	15番		16番	水流 新蔵
17番	内村 正二	18番	宮田 裕司	19番	竹井 好博
20番	長福 次美	21番	田上 政喜	22番	徳留 伸一
23番	東條 好廣	24番	平島 賢一	25番	大野 恵美
26番	堀之内 睦	27番	上屋敷 守	28番	大迫 勝哉
29番	竹之内 重則	30番	山口 治幸	31番	狩宿 悦男
32番	宮脇 純久	33番	肝付 兼久	34番	坂元 智一
35番	村上 一徳				

(3) 職員 (4名)

事務局長	松山 明浩
事務局長補佐兼農地係長	片野 好文
農地係主査	堀口 浩二
農地中間管理事業推進員	外川内 勉

4 欠席農業委員 (1名)

4番 濱田 誠

5 会次第

(1) 議案第1号	農地法第3条許可(農委)申請について	(5件)
(2) 議案第2号	農地法第5条許可申請について	(5件)
(3) 議案第3号	農用地利用集積計画について	(1件)
(4) 議案第4号	農用地利用集積等促進計画案に係る意見について	(39件)
(5) 議案第5号	非農地証明願について	(1件)

6 その他

事務局長	ただ今から令和 6 年第 5 回総会を開会いたします。 会長のあいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、本日の出席人員報告をいたします。 本日は、4 番濱田委員より欠席の申し出がありましたので、ご報告いたします。出席委員は 10 名中 9 名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。 また、推進委員 25 名のうち 11 番下田委員、15 番久保歯委員から欠席の申し出があり、23 名の出席をいただいております。以上で出席人員の報告を終わります。 それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。
議長(会長)	それでは、審議を開始します。 本日の議事録署名者の指名をいたします。 議事録署名者は、1 番吉留義晃委員、2 番南原奈美子委員をお願いいたします。 なお、これまでと同じく、担当農地利用最適化推進委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。発言の際は挙手し、座席番号を言い、議長の許可を得てから、起立し発言くださるようお願いいたします。 次に事務局より会務報告をお願いいたします。
事務局長	「会務報告の朗読及び説明」
議長	ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。 (なしの声あり) 無いようですので、会務報告を終わります。 それでは、1 ページから 2 ページ、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (堀口)	議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」説明 5-1 番 所在：湯田字 番 1、畑、農振農用地区域外、952 m ² 、売買による所有権移転 5-2 番 所在：白男川字 番 1、田、農振農用地区域内、199 m ² 、所在：白男川字 番 1、田、農振農用地区域内、1,440 m ² 、売買による所有権移転 5-3 番 所在：白男川字 番 1、田、農振農用地区域外、603 m ² 、売買による所有権移転 5-4 番 所在：白男川字 番 2、畑、農振農用地区域外、163 m ² 、所在：白男川字 番、畑、農振農用地区域内、197 m ² 、所在：白男川字 番 1、田、農振農用地区域内、592 m ² 、所在：白男川字 番、畑、農振農用地区域外、153 m ² 、贈与による所有権移転

事務局 (堀口)	5-5 番 所在：求名字■■■■番、田、農振農用地区域内、878 m²、贈与による所有権移転 以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。5-1 番、お願いします。
13 番委員	譲渡人の■■■■君は、現在、■■■■の住所になっていますが、■■■■の方に就職してから、家も建てて、子供たちも向こうに住んでいるんですが、両親が店をしている関係で、お母さんが亡くなったんですけれども、お母さんの妹さんとされていたんですが、妹さんが現在まで、一人でされていて、退職のあと、■■■■さんが帰ってきて手伝っていたんですが、妹さんも高齢になり、もう店を閉めると、そして彼は財産処分して、農地を売って向こうに帰りたいという気持ちもあって、少しずつ、今まで処分をされてきています。今回、この畑について、■■■■君に相談をしたところ、話がまとまったようでありまして、町道沿いであって、境界、進入路、特に問題はありません。以上です
議長	5-2 番、3 番、4 番、お願いします。
17 番委員	5-2 番について、所有者の■■■■さんは、奥さんが亡くなって一人で生活しておりまして、田んぼの耕作もしなくなりまして、ただ管理水田としてあっただけです。一方、■■■■さんは、住所は、■■■■になっておりますが、実家は、この農地のそばです。■■■■さんが規模を拡大したいということで、私が仲介しまして、買ってもらえないかと相談しましたところ、■■■■さんから快く了解してもらいまして、こういう形になっております。 5-3 番について、■■■■さんと■■■■さんは、知人ではございませんが、■■■■さんの自宅のすぐ前に、■■■■さんの田んぼがありまして、地区外でしたけれども、時々、草払いに来ておりました。一方、■■■■さんは、自宅の前なので、時々、草を払ったり、手伝いをしていたみたいです。■■■■さんから相談がありまして、どうしたらいいんだろうということで、■■■■さんは、ただ草払いをしているだけですから、売買の話をしたら、■■■■さんも買っていたいただければ売りたい、処分したいということで、こういう形にまとまりました。 5-4 番について、■■■■さんと■■■■さんは兄弟です。■■■■さんが長男で■■■■さんが次男でして、■■■■さんから、管理している弟さんへ所有権を移転したいということで、今回の申請になりました。2筆の田んぼの耕作は、全て弟さんが管理しております。以上です。
議長	5-5 番、お願いします。
29 番委員	■■■■さんは、ご主人が9年前に亡くなり、息子さんのところに行かなければいけないという話があり、田畑の処分をしたいということで、前から相談がありました。今回、求名字■■■■というところですが、こちらについては、■■■■さんが、快く引き受けていただきました。現在でも、■■■■さんが耕作されておまして、特に問題はございませんでした。以上です。

議長	ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の5-1番から5番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の5-1番から5番は、許可することに決定いたします。 次に、3ページ、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の5-1番を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (片野)	議案第2号「農地法第5条許可申請について」の5-1番について説明 5-1番 所在：広瀬字■■■■番1、畑、農振農用地区域外、1,053㎡、地種：第2種農地、形態：転用、用途：太陽光発電施設用地、施設：太陽光発電施設、施設面積：463.27㎡、申請地を借り受け（地上権設定）、太陽光発電施設を設置したい。 申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。5-1番、お願いします。
14番委員	15ページをご覧ください。申請地は、■■■■の裏手にあるところで、周りは田んぼと畑に囲まれているんですが、一昨年の農地パトロールで、ほとんどが非農地判断をしたところですよ。進入路は問題無く、境界も測量して杭が打ってありました。排水は、溜枡を設置して対応されるそうです。以上です。
議長	次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (片野)	農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明 総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。
33番委員	農地転用に関する許可基準からみた意見の4番で、自社の工場で使用する電力を賄うため、と書いてありますが、自社工場とは、どういう意味ですか。
事務局 (片野)	■■■■さんの■■■■工場で使うということで計画されているようです。売電ではなくて、自社で使う発電です。
議長	よろしいですか。他にはございませんか。

3 番委員	これは、何年間、借りられるのですか。転用後が雑種地になると思いますが、借りた後はどうなりますか。
事務局 (片野)	30 年間の契約になっております。売電価格というのがありませんので、契約延長が可能ということで、30 年経って、使えるような状態であれば契約更新ができるという話でした。地目については、雑種地になりますが、返すときは、全部撤去して、利用に応じた地目になります。
事務局長	今、係長が説明したとおりでございます。30 年経って、地目は雑種地に変わっているんですけども、そこをまた農地に戻すということであれば、その旨を法務局に申請して地目を変える手続きをされればよろしいかと思えます。
議長	よろしいですか。他にはございませんか。 (なしの声あり) 無いようですので、採決いたします。議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 5-1 番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 5-1 番は、許可することに決定いたしました。 次に、3 ページ、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 5-2 番を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (片野)	議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 5-2 番について説明 5-2 番 所在：宮之城屋地字■■■■番 1、畑、農振農用地区域外、315 m²、地種：第 2 種農地、形態：転用、用途：一般住宅用地、施設：一般住宅、施設面積：104.00 m²、申請地を借り受け（使用貸借権設定）、一般住宅を建築したい。 申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。5-2 番、お願いします。
16 番委員	本件は、今、事務局から説明があったとおりですけれども、借人は貸人の親戚にあたります。そして、説明にありましたように、現在、借家住まいということでありまして、該当地の周囲の状況は、本格的に耕作されているといった状況でもなく、やむを得ない申請ではないかと考えております。もちろん、転用に伴う境界、用排水等への影響も無いものと判断いたしまして、本申請に問題は無いと考えております。以上です。
議長	次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (片野)	農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明 総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長	ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の5-2番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の5-2番は、許可することに決定いたしました。 次に、3ページ、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の5-3番を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (片野)	議案第2号「農地法第5条許可申請について」の5-3番について説明 5-3番 所在：永野字■■■■番2、田、農振農用地区域内、1,177㎡、地種：農振農用地、所在：永野字■■■■番2、田、農振農用地区域外、64㎡、地種：第1種農地、形態：一時転用、用途：資材置場用地、施設：資材置場、施設面積：1,241㎡、申請地を借り受け（賃貸借権設定）、資材置場を設置したい。期間：令和6年8月1日から令和7年5月31日までの10ヶ月間 申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。5-3番、お願いします。
34番委員	17ページをご覧ください。申請地は、■■■■の隣になります。丸印のついたところが、■■■■さんの田んぼです。現在、ハウスは取り払いまして、更地になっておりますので、車の出入りは十分可能な状態になっていきます。高圧送電線の改修工事に伴う資材置場として使用するということですので、よろしくお願いいたします。
議長	次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (堀口)	農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明 総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。なお、本件は、農振農用地、並びに第1種農地の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取いたします。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の5-3番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の5-3

議長	番は、許可することに決定いたしました。なお、本件は、農振農用地、並びに第 1 種農地の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取いたします。
	次に、3 ページ、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 5-4 番を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (片野)	議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 5-4 番について説明 5-4 番 所在：二渡字 番 1、畑、農振農用地区域外、497 m²、地種：第 2 種農地、形態：転用、用途：駐車場・資材置場用地、施設：駐車場・資材置場、施設面積：1,080 m²（うち農地 497 m²）、申請地を譲り受け（売買）、農地以外の土地（原野）を一体的に利用して、駐車場・資材置場を設置したい。 申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。5-4 番、お願いします。
22 番委員	番 1 は昨年、非農地証明したところでありまして、今回の 番 1 は、番 1 の埋め立て工事が始まっていたときに、現地を見に行って、現場で、番 1 を通って重機が入っていたもんですから、ここは、まだ畑になっていますよと現場監督にはお伝えしたんですが、他の人から、ここは埋め立てしても大丈夫ですよと言われて埋め立てをされたんですが、もう一回確認をしてみてくださいと伝えて、私は現地から帰ってきたところだったんですが、5 月 13 日に現地に行ったとき、埋め立てが終わった状態になっておりました。境界等は大丈夫でありました。そういうことで、心配をしたところでありまして、現状は埋め立てがしてあります。
議長	次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (片野)	農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明 （工事着手済の理由が記載された始末書についても説明） 総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。 （なしの声あり） よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 5-4 番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 全員賛成ですので、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 5-4 番は、許可することに決定いたしました。 次に、4 ページ、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 5-5

議長	番を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (片野)	議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 5-5 番について説明 5-5 番 所在：船木字■■■■番、畑、農振農用地区域外、802 m²、地種：第 2 種農地、形態：転用、用途：駐車場用地、施設：駐車場、施設面積：802 m²、申請地を譲り受け（売買）、駐車場を設置したい。 申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。5-5 番、お願いします。
16 番委員	先ほど説明があったとおりですが、該当地では、過去の経緯があつて長年、耕作は行われておりません。一方、受人が■■■■を営まれておりまして、公共性などを勘案すると、やむを得ない申請と考えます。また、転用にあたっては、周囲の農地に対して影響を及ぼさないように配慮するということでもありますので、本申請に問題は無いと考えます。以上です。
議長	次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (片野)	農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明 総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありますか。 （なしの声あり） よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 5-5 番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 全員賛成ですので、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 5-5 番は、許可することに決定いたしました。 次に、5 ページから 6 ページ、議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の農用地利用集積計画書、集積計画総括表（所有権の移転）について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (堀口)	議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の 5 ページ、農用地利用集積計画書、6 ページ、集積計画総括表（所有権の移転）について説明
議長	それでは、7 ページ、議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転を議題といたします。事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (堀口)	議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の 7 ページ、5-1 番について朗読及び説明

議長	ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第3号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の5-1番は、 妥当とすること賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積計画について」の所有 権移転の5-1番は、妥当とすることに決定いたします。 次に、8ページ、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見に ついて」の農地中間管理権と利用権設定の計画案総括表について、事務局 の説明をお願いします。
事務局 (堀口)	議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の8ペ ージ、農地中間管理権と利用権設定の計画案総括表について朗読及び説明
議長	それでは、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見につい て」の農地中間管理権と利用権設定を議題といたします。 本日、出席されています農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案 件が7件ありますので、その案件を先に審議いたします。 まず初めに、9ページ、5-3番を議題といたします。 ■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室} 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (堀口)	議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の9ペ ージ、5-3番について朗読及び説明
議長	ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地 中間管理権と利用権設定の5-3番は、妥当とすることに賛成の方は挙手 をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意 見について」の農地中間管理権と利用権設定の5-3番は、妥当とすること に決定いたします。 ■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室} 次に、10ページ、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見 について」の農地中間管理権と利用権設定の5-11番を議題といたします。 ■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室} 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (堀口)	議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地 中間管理権と利用権設定の10ページ、5-11番について朗読及び説明
議長	ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり)

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の5-11番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の5-11番は、妥当とすることに決定いたします。

委員の入室をお願いします。{委員入室}

次に、12ページ、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の5-26番を議題といたします。

委員の退室をお願いします。{委員退室}

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(堀口)

議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の12ページ、5-26番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の5-26番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の5-26番は、妥当とすることに決定いたします。

委員の入室をお願いします。{委員入室}

次に、13ページ、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の5-33番から36番を議題といたします。

委員の退室をお願いします。{委員退室}

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(堀口)

議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の13ページ、5-33番から36番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の5-33番から36番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の5-33番から36番は、妥当とすることに決定いたします。

議長

委員の入室をお願いします。{委員入室}

次に、9 ページから 13 ページ、議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件を議題といたします。

事務局の議案の説明をお願いします。

事務局
(堀口)

議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の 9 ページから 13 ページ、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件について朗読及び説明（5-31 番は、農地の出し手の死亡により、妥当としない旨を提案）

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、5-31 番以外の案件を妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、5-31 番以外の案件を妥当とすることに決定いたします。

次に、議案第 5 号「非農地証明願について」を議題といたします。
事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(片野)

議案第 5 号「非農地証明願について」説明
5-1 番

所在：山崎字 番 4、畑、農振農用地区域外、368 m²、判定地目：雑種地、利用状況：耕作放棄地

議長

ただ今の議案説明について、担当推進委員から現地調査の結果報告をお願いします。5-1 番、お願いします。

20 番委員

現在、さんが所有しているんですけども、現地調査のときに、色々話をお聞きしたんですけども、25 年位前から、現在と同じように、全体的に農地になる可能性は無く、現状から非農地に相当すると思われますので、よろしく願いいたします。

議長

ただ今の議案説明及び現地調査の結果報告について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 5 号「非農地証明願について」の 5-1 番は、妥当とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 5 号「非農地証明願について」の 5-1 番は、妥当とすることに決定いたします。

議長	次に、議題(6)「その他」ですが、委員の皆様から議案はありませんか。 (なしの声あり) 事務局から議案はありませんか。 (ありません。) 無いようですので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。 次に、会次第6の「その他」で、委員の皆様から、何かありませんか。 (なしの声あり) 事務局から事務連絡はありませんか。
事務局	(事務局より協議・連絡事項あり) ・令和5年度の農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況とその他事務の実施状況の公表について(提案～決定) ・令和6年度目標について(日数、集積面積等の再確認) ・活動記録の徹底について(農家との会話、話し合い参加、利用状況巡視、意向調査への支援など) ・遊休農地等拾い出し作業依頼について(7月末締切) ・昨年度の遊休農地(旧A分類)について(担当委員のみ) ・令和6年度農作業標準賃金表の配付について(5/2公民会便済) ・農業委員等の公務災害補償制度加入について ・全国農業新聞について(表彰、購読推進)
議長	ただ今の事務局からの説明について、何かございませんか。 無いようですので、以上をもちまして、令和6年第5回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。
事務局長	全員ご起立ください。以上で、総会を閉会します。一同礼

以上、会議の顚末を記載し、相違のないことを署名する。

会 長

委 員

委 員